

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

1 条例改正の主な内容

(1) 安全計画の策定等【(努力)義務化】

児童の安全確保を図るため、次の事項を(努力)義務化する。

- ① 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
- ② 安全計画の職員への周知と、研修・訓練の定期的な実施
- ③ 保護者との連携が図られるよう、計画に基づく取組の内容等を周知すること
- ④ 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認【義務化】

・バス送迎等における安全管理を徹底するため、次の事項を義務付ける。

- ① 自動車で児童を移動させる際は、乗車及び降車時に、点呼等確実な方法により、児童の所在を確認すること
- ② 保育所は、送迎用自動車を運行するときはブザー等の見落とし防止装置を設置し、降車時に所在の確認を行うこと

・ブザー等設置に困難な事情がある場合の経過措置(令和6年3月31日まで)を設ける。

(3) 他の社会福祉施設を併設する際の設備及び職員の基準(インクルーシブ保育)【緩和】

保育所等が他の社会福祉施設を併設している場合に、その保育に支障がない場合限り、設備及び職員の一部を併設施設の設備及び職員に兼ねることを認める。

(4) 業務継続計画の策定等【努力義務化】

・感染症流行時等に業務継続を図るため、次の事項を努力義務とする。

- ① 感染症や非常災害発生時の業務継続計画を策定し、必要な措置を講じること
- ② 業務継続計画の職員への周知と、研修・訓練の定期的な実施
- ③ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと

・感染症や食中毒の予防・まん延防止の研修・訓練の定期的な実施を努力義務とする。

(5) 保育所の職員配置に係る特例(看護師等の配置特例)【緩和】

当分の間、保育所において看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる特例について、乳児の在籍人数の要件を撤廃するとともに、乳児の在籍人数が3人以下の場合には、保育の質を保つため、別途次の要件を課すこととする。

- ① 子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置すること
- ② 保育士による支援を受けられることができる体制を確保すること

(6) 懲戒権の削除

児童福祉法の懲戒権に関する規定の削除に伴い、懲戒権に関する規定を削除する。

2 条例の施行日

(1)~(5)：令和5年4月1日

(6)公布日(令和5年3月31日)